

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年3月9日

担当	東京労働局職業安定部職業対策課 課長 山本 貴彦 助成金事務センター室長 西尾 賢三 助成金事務センター室長補佐 木内 賢治 電話 03-5909-3122
----	--

雇用調整助成金を不正に受給した事業主の公表について

東京労働局（局長 辻田 博）は、今般、下記事業所について、当該助成金を不正に受給したことを確認しましたので、公表します。

事業主	名称	株式会社藤本ニューライフ研究所
	代表者氏名	代表取締役 藤本 摩耶
事業所	名称	株式会社藤本ニューライフ研究所
	所在地	東京都港区芝5丁目11番5号
	事業の概要	
不正受給の概要	助成金名	雇用調整助成金
	金額 (返還状況)	4,301,500円 (一部返還済み)
	支給決定等 取消年月日	令和5年2月14日
	内容	休業対象者として申請した従業員について、実際には勤務をしているにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したもの